

## 歌志内市短期移住生活体験事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、歌志内市（以下「市」という。）への移住又は定住等を検討している者に対し、市が指定する施設での短期的な移住定住体験や生活体験を通して移住定住の促進を図り、もって将来的な定住人口の増加により地域活性化を目指すことを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 短期移住生活体験 市に移住又は定住を検討する者及び移住又は定住の促進や情報発信をする者が滞在して行う活動をいう。

(2) 短期移住生活体験施設 歌志内市短期移住生活体験事業を実施するために市が指定する施設をいう。

### (短期移住生活体験施設)

第3条 短期移住生活体験施設（以下「施設」という。）の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名 称	所 在 地
うたしないチロルの湯	歌志内市字中村78番地3
かもい岳温泉	歌志内市字歌神95番地
かもい岳ビレッヂ	歌志内市字歌神94番地5

### (対象者)

第4条 短期移住生活体験の対象となる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 市外に住所がある者で、原則20歳以上の2名1組
- (2) 短期移住生活体験のため、施設に連続して2日間宿泊できる者
- (3) 短期移住生活体験について、市が実施する調査に協力できる者

### (対象活動)

第5条 短期移住生活体験の対象となる活動は、次に掲げるものとする。

- (1) 市内で住居を探す活動
- (2) 市内で仕事を探す活動
- (3) 移住又は定住活動として、市の文化や歴史、風土、気候を知るために宿泊する活動
- (4) その他市への移住又は定住の促進や情報発信をするために宿泊する活動

### (申請)

第6条 短期移住生活体験を希望する者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ施設の利用可能日程等についての調整を行ったうえで、歌志内市短期移住生活体験申請書（別記第1号様式。以下「申請書」という。）を市長に提出するものとする。

### (利用の決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、利

用の可否を決定し、歌志内市短期移住生活体験通知書（別記第2号様式）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により短期移住生活体験の利用を許可した者に対して、施設の使用料を予算の範囲内で負担し、市内での短期移住生活体験の調整等必要な支援を行うものとする。

（対象活動の報告）

第8条 前条の規定により短期移住生活体験の許可を受けた者は、対象活動が終了した後、当該活動の結果報告の提出や市が行う調査に協力するものとする。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。